

県施設の建築保全業務を受注している皆様へ



令和8年度から 建築保全業務の発注において 最低制限価格を設定します

長野県では、「長野県の契約に関する条例」の基本理念に基づく取組を進めており、適切な価格転嫁やダンピング対策として、令和8年度から、原則、全ての建築保全業務において、国が示す積算基準により予定価格の算定を行い、最低制限価格を設定します。

対象業務

- ① 清掃業務
- ② 設備管理業務
- ③ 警備業務(施設警備・機械警備)
- ④ 消防用設備等点検業務
- ⑤ 自動ドア定期点検等及び保守業務
- ⑥ 自家用電気工作物保安管理業務
- ⑦ 温熱源機器(ボイラー等)定期点検等及び保守業務
- ⑧ 空気調和等関連機器定期点検等及び保守業務
- ⑨ 受水槽・高架水槽定期点検清掃業務
- ⑩ 汚水槽・雑排水槽定期点検清掃業務
- ⑪ エレベーター保守点検業務
- ⑫ その他の業務
上記の他、積算基準を適用可能な業務等(例:循環ろ過装置(プールろ過機)点検、浄化槽定期清掃、電話設備定期点検、植栽管理(剪定・除草)など)

適用時期

令和8年度に実施する業務から適用

対象案件

一般競争入札及び公募型見積合わせにて発注する、原則として全ての建築保全業務を対象

算定方法

国土交通省建築保全業務積算基準令和5年版により算定
(労務歩掛が示されていない業務は、直接人件費を見積り、歩掛を設定)

最低制限価格の算定方法

裏面参照

積算にあたり、発注者にて施設の業務内容・数量をとりまとめますので、数量とりまとめのご協力をお願いします。



長野県会計局 契約・検査課

積算参考資料(予定価格算定の基準)

しあわせ  信州

山々と育む すこやかな国

▶建築保全業務共通仕様書 令和5年版(国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_hozenshiyousho.htm

▶建築保全業務積算基準、同要領 令和5年版(国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000026.html

積算基準に設定されていない歩掛りを見積りにより設定する場合

▶発注者から業務ごとの条件(台数、面積、回数等)を示します。

▶示された条件により、歩掛りの構成※及び建築保全業務の技術者区分※に応じた労務数量や労務数量の提示が困難な場合は1式当たりの費用(諸経費を除いた直接人件費に相当する金額)を見積もってもらいます。

※歩掛りの構成、技術者区分は、上記積算要領の該当業務の歩掛り表及び一般事項を確認してください。

最低制限価格・調査基準価格の算定基準

予定価格算出の基礎となった次の(1)から(4)に掲げる額の合計額。

ただし、その額が、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

(1) 直接人件費は、積算基準の標準歩掛り(労務単価については、最低賃金を基に算定した最低制限日額※に置き換えた額)に基づき積算する。

※最低制限日額は、最低賃金及び労務単価の改正により年度ごと見直しを実施(長野県公式ホームページにて公表)

(2) その他業務費(見積り)は、設計価格に一定率(90%)を乗じた額とする。

(3) 消耗品費は、設計価格に一定率(90%)を乗じた額とする。

(4) 直接物品費、業務管理費及び一般管理費等は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額とする。

ア 直接物品費の額に10分の9を乗じて得た額

イ 業務管理費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 一般管理費等の額に10分の7を乗じて得た額

入札・見積公告時の明示等

▶最低制限価格を設定する場合は、公告時に明示します。

▶数量表、金抜き設計書※等を添付します。

※金抜き設計書とは、受注希望者が積算するために必要な設計図書で、単価、金額を除いた業務内容、歩掛り、数量、積算に必要な条件、労務単価の適用年度を明示したもの

最低制限価格制度・低入札価格調査制度に関する要領・要綱、基準等

長野県公式HPをご確認ください。

URL:<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/yoko.html>

積算にあたり、発注者にて施設の業務内容・数量をとりまとめますので、数量とりまとめのご協力をお願いします。

問合せ先 長野県長野市南長野幅下692-2

会計局 契約・検査課 契約指導担当

TEL 026-235-7359

E-mail keiyaku-kensa@pref.nagano.lg.jp

